

築上町交通空白解消に向けた調査分析業務委託仕様書

1 業務名

築上町交通空白解消に向けた調査分析業務委託

2 業務の目的

本町は、広大な町域を有し、高齢化率も 39.5%と県内で高い水準にあり、人口減少と高齢化が進行する中、利用者の減少や運転士不足等により、既存のコミュニティバス等の運行と実際の移動ニーズとの不適合が生じている。また、令和 9 年度中の小中学校再編に伴う移動需要の構造的変化への対応も急務となっている。

こうした背景から、既存路線の維持に留まらない抜本的な交通再編が必要であるが、現状は乗降データが紙媒体で管理されており、運行実態の定量的な把握が困難な状況にある。

本業務は、運行データの電子化と住民意識調査等の分析により、交通空白の実態を客観的に可視化し、地域特性に合致した最適な交通モードを検討するものである。この調査分析に基づき、令和 9 年度に実施する実証運行を見据えた既存交通の再編と優先度の高い地域への新モード導入を推進することで、交通空白の解消と持続可能な地域公共交通の構築を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 10 日（水）までとする。

4 対象地域

築上町全域

5 業務の内容

（1）既存施策・交通資源の整理

- ・ 町運行のコミュニティバス（4 路線）の運行実績、運行時間・路線・利用状況等の整理
- ・ 町運行の既存乗合タクシーの運行実績、利用状況、運行エリア等の整理
- ・ 町内の民間路線バス事業者による運行実態の整理
- ・ 町内交通事業者の運行体制（車両数、乗務員配置、運行管理体制等）の整理
- ・ 令和 9 年 4 月に地域コミュニティ機能を備えた学校の開校等により、移動需要の変化に影響を及ぼす施策動向の整理

- ・発注者及び交通事業者が紙媒体等で保有するコミュニティバス・乗合タクシー・路線バスの乗降データについて、媒体形式・保有期間・記載項目・粒度等の整理（後述（４）の電子化・分析に接続する前提として実施）
- ・過去に取得済みの移動関連データ（乗降データ、アンケート結果等）の回収率・項目・分析結果等の整理
- ・地域公共交通会議における過去の協議内容及び関連計画の整理

（２）住民アンケート調査

- ・対象エリア：築上町全域
- ・調査規模：約 1,000 部を配布
- ・調査方法：郵送配布等による（回収方法については受託者提案のうえ、発注者と協議して決定する）
- ・調査内容：基礎属性（年齢、性別、居住地区、世帯構成、免許保有状況、自家用車利用可否）、移動実態（目的、頻度、移動先、利用交通手段、時間帯）、コミュニティバス・乗合タクシー・路線バス等既存交通に対する評価、バス停までの高低差・距離等身体的負担に関する実感、将来意向（免許返納後の想定、新たな交通サービスへの利用意向、許容運賃、利用条件等）
- ・地区ごとの移動ニーズの差異を把握できるよう、集落単位で分析可能な設問設計及び配布・回収方法を工夫すること

（３）関係者ヒアリング調査

- ・対象：町内交通事業者、地域住民代表、主要施設（医療機関、商業施設、行政施設等）、関係団体等
- ・対象件数：原則 18 箇所を対象とする（対象先は発注者と協議のうえ決定する）
- ・実施方法：1 箇所あたり十分な時間を確保し、対面を基本とする（実施方法は発注者と協議のうえ決定する）
- ・内容：運行・営業実態、利用者からの要望・苦情、運転士不足等の経営課題、住民の移動に関する声、関係者間の連携状況、施設統合等に伴う移動環境の変化に対する認識、令和 9 年度実証運行に向けた協力可能性、コミュニティバスの再編及び乗合タクシー導入に関する意見、令和 9 年度以降の地域公共交通計画策定に向けた論点等
- ・ヒアリング結果は、アンケート調査結果及び乗降データ分析結果と突合して分析できる形で整理すること

（４）乗降データの電子化・分析

本業務においては、新規の移動データ取得（アプリ等による新規収集）は行わず、発注者及び交通事業者が既に保有している乗降データの電子化と分析に注力するものとする。具体的には、以下の業務を実施すること。

- ・ 対象データ：コミュニティバス・乗合タクシー・路線バスについて、発注者及び交通事業者が紙媒体等で保有する既存の乗降データ
- ・ 電子化：紙媒体データを構造化されたデジタルデータ（CSV 等）に変換し、以降の分析・可視化に活用できる形で整備すること
- ・ 分析①（利用実態の可視化）：時間帯別・曜日別・路線別・便別・停留所別・地区別に利用実態を可視化し、需要特性を定量的に把握すること
- ・ 分析②（交通空白の裏付け）：居住地メッシュ又は集落単位と運行カバレッジを重ね合わせ、運行ルート外・バス停徒歩圏外の集落及び時間帯別の系統不足を定量的に可視化すること
- ・ 分析③（施設統合の影響）：令和 9 年 4 月に地域コミュニティ機能を備えた学校の開校等により、移動需要の変化が想定される地区・目的地について、現行の乗降パターンから変化の方向性が把握できるよう分析設計を工夫すること
- ・ 分析④（属性別・目的別）：住民アンケート調査結果と可能な範囲で突合し、利用者属性（年代等）や目的（通院・買い物・通学等）別の需要構造を整理すること
- ・ 分析⑤（将来計画への接続）：分析結果は、令和 9 年度以降に予定される地域公共交通計画の策定に活用できる粒度・形式で整理すること
- ・ 分析対象期間及び対象データの範囲は、発注者及び交通事業者が保有するデータの状況を踏まえ、発注者と協議のうえ決定する

（５）分析・仮説整理

上記アンケート・ヒアリング・乗降データ分析を統合し、以下の観点から分析を行うこと。

- ・ 町内における交通空白（地理的空白：運行ルート外・バス停徒歩圏外の集落、時間的空白：早朝・夜間等の系統不足、身体的空白：高低差等による徒歩移動困難）の実態
- ・ コミュニティバス（特に岩丸線・八津田地区線等）における利用ニーズとのミスマッチの所在
- ・ 既存コミュニティバス路線の再編可能性及び乗合タクシーへの転換・併用の妥当性
- ・ 地区別・利用者属性別の交通ニーズの特徴
- ・ 令和 9 年 4 月に地域コミュニティ機能を備えた学校の開校等の環境変化を踏まえた中長期的な需要動向
- ・ 将来的な交通サービス導入に向けた優先度・実現可能性
- ・ 令和 9 年度以降に予定される地域公共交通計画の策定を見据えた論点整理（計画目標の設定、施策体系の検討素材、指標設定の考え方等）
- ・ 分析結果は、地域公共交通会議における関係者間の合意形成及び今後の計画策定に資する形で整理すること

（６）運行シミュレーション

- ・ アンケート・ヒアリング・乗降データ分析の結果を踏まえ、令和9年度に実施を予定している実証運行（コミュニティバスの再編及び乗合タクシー等の導入）を想定した運行シミュレーションを実施すること
- ・ シミュレーションでは、想定ダイヤ・運行ルート・運行形態（路線定期／路線不定期／区域運行等）・使用車両数等の複数パターンについて、需要への適合度、既存交通事業者との役割分担、運行コスト等の観点から比較検討を行うこと
- ・ シミュレーション結果は、地域公共交通会議における合意形成に活用できる形式（比較表、マップ等）で整理し報告すること

（７）地域公共交通会議等の運営支援

町が開催する地域公共交通会議等（複数回開催を想定）の運営支援を行うこと。開催回数及び議題構成は受託者提案のうえ、発注者と協議して決定する。

- ・ 会議資料の作成（調査進捗報告、分析結果、実証運行計画案等）
- ・ 当日の運営補助（進行補助、質疑応答サポート等）
- ・ 議事録の作成
- ・ 住民説明会の実施が必要な場合は、発注者と協議のうえ、資料作成・運営補助を行うこと

（８）令和9年度実証運行計画の策定

- ・ 調査・分析結果を踏まえ、令和9年7月から実施を予定する乗合タクシー等の実証運行計画案を策定すること
- ・ 計画案には、運行ルート・ダイヤ・運賃・運行主体・運行委託先・予約受付方法・広報周知方法・効果測定方法等を盛り込むこと
- ・ 実証運行に要する費用の概算（運行経費、運行管理経費、コールセンター経費等）を算出すること
- ・ 地域公共交通会議への付議資料を作成すること
- ・ 国土交通省関連補助金等の活用に係る方向性を整理すること

6 業務成果品

- ・ 業務報告書 一式
- ・ 既存施策・交通資源整理資料 一式
- ・ アンケート調査結果（集計データ、設問別集計、クロス集計等） 一式
- ・ ヒアリング調査結果（議事録、整理資料） 一式
- ・ 乗降データ電子化データ（構造化されたデジタルデータ（CSV等）） 一式

- ・乗降データ分析結果（時間帯別・路線別・地区別等の分析資料、可視化資料等） 一式
- ・運行シミュレーション結果（比較表、マップ等） 一式
- ・地域公共交通会議等運営資料（議事次第、配布資料、議事録） 一式
- ・令和9年度実証運行計画案 一式
- ・電子成果品（上記全ての電子データ） 一式

※電子成果品は、発注者が編集可能な形式（Word、Excel、PowerPoint 等）で提出すること。

7 その他

- ・本業務は、令和9年度以降の実証運行及び本格運行を見据えた調査業務であることに留意すること。
- ・町内の地域公共交通事業者間の関係性に配慮し、調査及び協議の実施にあたっては、発注者と十分に事前協議のうえ進めること。
- ・本業務は、国土交通省「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の「『交通空白』解消タイプ」関連事業を活用して実施するものであり、同事業の要件及び報告義務に対応できるよう業務を進めること。
- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

8 委託料の請求及び支払

委託料の請求及び支払いについては、契約締結時に発注者と受託者が別途協議のうえ決定する。

9 再委託の制限

- ・受託者は、本業務の全部を第三者に一括して委託してはならない。
- ・本業務の一部を再委託する場合は、事前に発注者の書面による承諾を得るものとする。

10 秘密の保持

受託者は、本業務に関して知り得た情報を第三者に開示又は利用してはならない。なお、本業務で取り扱う個人情報・位置情報等の機微情報の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ体制のもとで実施するものとする。

11 著作権の取扱い

本業務により作成された成果物の取扱いについては、発注者と受託者が協議のうえ、別途定めるものとする。

1 2 担当

築上町 まちづくり振興課

所在地：〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2

電話：0930-56-0300（内線 333）

E-mail：kikaku@town.chikujo.lg.jp